

さが伝統産業等創造支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事は、佐賀県の<u>伝統産業及び地場産業の振興を図り、未来に継承していくため、伝統的技術・技法等を活用しながら革新・改革に取り組み、新たな社会的価値や経済的価値などを創出する事業活動</u>に対し、予算の範囲内において、さが伝統産業等創造支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>伝統産業</u> 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)に基づき指定された<u>伝統的工芸品</u>(以下「<u>国指定伝統的工芸品</u>」という。)及び佐賀県<u>伝統的地場産品振興対策要綱</u>(平成5年制定)に基づき指定された<u>伝統的地場産品</u>(以下「<u>県指定伝統的地場産品</u>」という。)(<u>伝統工芸品に限る。</u>)をいう。</p> <p>(2) <u>地場産業</u> 伝統産業に準じるものとして<u>知事が特に認める工芸品</u>(以下「<u>その他の工芸品</u>」という。)をいう。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助の対象者(以下「<u>補助事業者</u>」という。)は、<u>さが伝統産業等創造支援事業全体計画の認定に関する取扱要領</u>(以下「<u>取扱要領</u>」という。)第3条に規定する「<u>さが伝統産業等創造支援事業全体計画</u>」の認定を受けた事業者及び事業者グループとする。</p> <p>2 略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助事業者が取り組む事業で、<u>伝統的技術・技法等を活用しながら革新・改革に取り組み、新たな社会的価値や経済的価値などを創出する、以下のような事業活動</u>をいう。</p> <p>(1) <u>新規性・独創性等の高い商品開発</u></p> <p>(2) <u>国内及び海外における販路開拓</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事は、佐賀県の<u>伝統的地場産品の産業の振興を図り、未来に継承していくため、産地事業者が伝統的技術・技法等を活用しつつ、創意工夫を凝らして実施する、新規性・独創性等の高い商品開発・販路開拓等に係る事業活動</u>に対し、予算の範囲内において、さが伝統産業等創造支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>伝統的地場産品</u> 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)に基づき指定された<u>佐賀県内の伝統的工芸品</u>、及び佐賀県<u>伝統的地場産品振興対策要綱</u>(平成5年制定)に基づき指定された<u>伝統的地場産品</u>(<u>伝統工芸品に限る。</u>)<u>並びにそれらに準じるものとして県が特に認める伝統工芸品</u>をいう。</p> <p>(2) <u>産地事業者</u> 伝統的地場産品の製造・販売業を主たる事業として営み、<u>伝統的地場産品の製造される地域に主たる事業所を有するもの</u>をいう。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助の対象者(以下「<u>補助事業者</u>」という。)は、<u>産地事業者を代表者とする事業者グループ</u>(以下「<u>産地事業者グループ</u>」という。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助事業者が取り組む事業で、<u>創意工夫を凝らして実施する、新規性・独創性等の高い商品開発・販路開拓等に係る事業活動</u>とする。</p>

(3) その他伝統産業及び地場産業の振興に資する革新的な取り組み

第5条～第8条 略

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出して、承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく補助事業に要する経費の配分のうち、各経費区分間の30パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。

(3)～(6) 略

第10条～第16条 略

(補助事業終了後の事業進捗、実施効果の報告)

第17条 補助事業者は、原則として、事業計画(補助事業の実施期間)の完了した日の属する県の会計年度の終了後、1年経過毎に2年間、それぞれの期日から30日以内に、補助事業の事業進捗、実施効果について、様式第5の3号を知事に提出しなければならない。

(実施結果の企業化)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めなければならない。

2 知事は、補助事業が完了した日の属する会計年度終了後企業化が行われるまでの間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に

2 前項に該当する事業のうち、県が特に認める事業(以下「重点事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 海外展開の取組

(2) 産地事業者グループの代表者とは異なる地場産品の製造・販売業を主たる事業として営み、県内に主たる事業所を有するもの又はクリエイター等と連携した取組

(3) 事業化が十分見込まれる取組

第5条～第8条 略

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出して、承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく補助事業に要する経費の配分のうち、各経費区分間の20パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。

(3)～(6) 略

第10条～第16条 略

(補助事業終了後の事業進捗、実施効果の報告)

第17条 補助事業者は、当該補助事業(重点事業にあっては最終年度の補助事業)が完了した日の属する県の会計年度終了後から2年間、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の事業進捗、実施効果について、事業実施効果報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告の証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(削除)

係る過去1年間の企業化状況について、企業化状況報告書（様式第6号）を補助事業者に対し求めることができるものとする。ただし、5年間を限度とする。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（工業所有権に関する届出）  
第19条 略

（収益納付）  
第20条 知事は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後、補助事業者が当該補助事業の実施により、収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（成果の発表）  
第21条 略

附 則  
この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

別表1（第5条関係）

経費区分	補助対象経費	補助金額・補助率
------	--------	----------

（工業所有権に関する届出）  
第18条 略

（削除）

（成果の発表）  
第19条 略

附 則  
この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則  
この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

別表1（第5条関係）

経費区分	補助対象経費	補助金額・補助率
------	--------	----------

事業費	旅費、 <u>原材料費</u> 、 <u>開発費</u> 、 <u>借損料</u> 、 <u>製造・改良・加工料</u> 、 <u>デザイン料</u> 、 <u>実験費</u> 、 <u>外注加工費</u> 、 <u>会場借上料</u> 、 <u>会場整備費</u> 、 <u>印刷製本費</u> 、 <u>資料購入費</u> 、 <u>通信運搬費</u> 、 <u>調査研究費</u> 、 <u>広告宣伝費</u> 、 <u>雑役務費</u> 、 <u>保険料</u> 、 <u>工業所有権取得費</u> 、 <u>コンサルタント雇用料</u> 、 <u>委託費</u> 、 <u>応募料</u> 、 <u>専門家謝金</u> 、 <u>専門家旅費</u>	<p>【補助金額】 100万円以内 (ただし、<u>海外市場を対象とした経費が過半数を占める場合には</u>、300万円以内とする。) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p> <p>【補助率】 <u>商品開発</u> 2分の1以内 (ただし、<u>海外在住の専門家に要する経費は</u>、3分の2以内とする。) <u>販路開拓(国内)</u> 2分の1以内 <u>販路開拓(海外)</u> 3分の2以内</p>	事業費	旅費、 <u>試作品開発費</u> 、 <u>借損料</u> 、 <u>会場借上料</u> 、 <u>会場整備費</u> 、 <u>印刷製本費</u> 、 <u>通信運搬費</u> 、 <u>広告宣伝費</u> 、 <u>雑役務費</u> 、 <u>保険料</u> 、 <u>工業所有権取得費</u> 、 <u>コンサルタント雇用料</u> 、 <u>委託費</u> 、 <u>応募料</u> 、 <u>専門家謝金</u> 、 <u>専門家旅費</u>	<p>【補助金額】 100万円以内 (ただし、<u>重点事業の場合には</u>、300万円以内とする。) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p> <p>【補助率】 2分の1以内 (ただし、<u>重点事業に要する経費は</u>、3分の2以内とする。)</p>
その他	上記に掲げるもののほか、 <u>知事が特に必要と認める経費</u>	上記に掲げるもののほか、 <u>知事が特に必要と認める経費</u>	その他	上記に掲げるもののほか、 <u>知事が特に必要と認める経費</u>	上記に掲げるもののほか、 <u>知事が特に必要と認める経費</u>

  

別表2 (第9条第3号関係)	
経費区分	ローカル発注の対象経費
事業費	<u>原材料費</u> 、 <u>借損料</u> 、 <u>製造・改良・加工料</u> 、 <u>実験費</u> 、 <u>印刷製本費</u> 、 <u>資料購入費</u> 、 <u>広告宣伝費</u> 、 <u>委託費</u>

  

別表2 (第9条第3号関係)	
経費区分	ローカル発注の対象経費
事業費	<u>借損料</u> 、 <u>印刷製本費</u> 、 <u>広告宣伝費</u> 、 <u>委託費</u>